

## <申請に当たっての留意事項>

### 1. 採用基本枠・推薦人数について

(1) 大学から推薦する候補者数（推薦人数）は、下記の数式により算出した採用基本枠を上限とする。

また、日本語・日本文化研修留学生のプログラムにおいては、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」を踏まえ、重点地域に配慮して申請することとする。ただし、推薦の際には、候補者が特定国に偏ることのないよう、特に配慮すること。（一国当たり3名を上限とし、かつ推薦者全体に占める割合が50%以内であること。）

推薦に当たっては、全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により厳正に審査を行うこと。なお、大学間交流協定校ごとの推薦人数に制限は設けない。

$$\text{採用基本枠} = \frac{\text{27年度日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）採用者数} \times \frac{\text{27年度私費外国人留学生数(学部)}}{\text{26年度私費外国人留学生数(学部)}} \times 0.6$$

※平成27年度（2015年度）・平成26年度（2014年度）の私費外国人留学生数（学部）については、日本学生支援機構の調査による各年度の5月1日現在の数とする。

※小数点第1位を四捨五入した数とする。

※平成27年度の採用実績（大学推薦）が0人の場合は1名を採用基本枠とする。

(2) 上記（1）により算出した基本採用枠以上の推薦を行わないこと。ただし、昨年度募集時に行ったフォローアップの結果を踏まえ、特にフォローアップ状況が優れていた大学に対し、上記の採用基本枠に加え、若干名の推薦を認める。対象大学には平成28年3月上旬を目途に文部科学省より個別に通知する。

(3) 重複申請、併願が判明した場合等、その候補者の申請を受理しないとともに受入予定大学で何らかの問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わない場合もある。

### 2. 応募者の資格及び条件について

(1) 国籍について、申請時に日本国籍を有する者は、原則として、募集の対象とはならないが、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、日本国籍を離脱し、渡日時まで外国の国籍を選択する予定者は対象とする。

(2) 年齢について、原則として1986年4月2日から1998年4月1日までの間に出生した者が対象となり、上記以外の者を推薦する場合は必ず申請前に文部科学省に照会すること。（申請前に照会がなかった場合は申請を受け付けない。）

(3) 学歴について、主専攻名又は副専攻名に「日本語」又は「日本文化」が含まれていること。

(4) 当該プログラムにおいて、過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者の申請は

認めない。

### 3. 提出について

各候補者が記入する申請書については、各大学が責任をもって、提出書類等の内容を確認し、各大学において記入漏れ、誤記入がないか十分に確認すること。また、申請書一覧の作成についても、記載内容に誤りがないか十分に確認すること。（誤りがある場合、当該大学の推薦者の採用を行わない場合もある。）

#### (1) 提出書類等

「募集要項 4. 推薦手続き及び選考（3）提出書類等」の記載を参照し、以下の書類を提出すること。

- ①「公文書」
- ②「国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦者一覧（別紙様式1）」
- ③「学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程のわかるもの（様式任意）」
- ④「日本語・日本文化研修留学生フォローアップ調査表（別紙様式3）」
- ⑤「申請書」
- ⑥「国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦調書（別紙様式2）」
- ⑦「本人の国籍身分を証明する書類」

注意：①～④の書類は申請大学毎に各1部を一つの封筒に取りまとめること。

⑤～⑦の書類は推薦者毎にクリップで綴じること。

#### (2) 提出書類作成上の注意

- ①申請書に記入された奨学金支給期間とコースガイド研修期間を一致させること。一致しない場合は、開始月・修了月とも短い方となる。
- ②申請書に記入された国籍、住所、渡日空港、在外公館、現住国名が別の国の場合は、推薦者一覧シートの備考に、ア. 国籍国以外に滞在している理由、イ. 国籍国への帰国予定の有無、ウ. 帰国予定であれば帰国予定日、エ. 国籍国における住所、を記入する。

(3) 上記①～④、及び推薦者毎の⑤～⑦を封入し、郵送すること。封筒等の表に朱書きで「日研究生申請書類在中」と記載すること。送り先は以下の通り。

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 国際奨学課 国費留学生審査室

(4) 上記②、④については、郵送とは別に電子データをメール ([kokuhi-shinsa\(a\)jasso.go.jp](mailto:kokuhi-shinsa(a)jasso.go.jp)) で送付すること。またメール・ファイルの件名・名称は以下のとおりとすること。

メールの件名：「〇〇大学（日研究生・大学推薦）提出」

ファイルの名称：「×××××（大学コード）〇〇大学（日研究生）（別紙様式〇）」

- ※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。
- ※ 上記の提出期間内に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、事前に文部科学省へ連絡すること。
- ※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、3月上旬を目途に日本学生支援機構から通知を予定している。
- ※ 上記電子データ提出先の (a) は、@に変えて送信すること。

#### (5) 提出期間

平成28年4月26日(火) (必着)

提出期間外の提出、個人による提出は一切認めない。

#### 4. 採用者の決定

- (1) 最終的な採用者・採用人数については、文部科学省の選考を経て、平成28年度予算の範囲内で決定されるので留意すること。
- (2) 最終結果については、平成28年6月を目途に大学宛に文書で通知する。

#### 5. フォローアップ状況調査 (別紙様式3)

平成27年度より、これまでに本プログラムを修了した留学生の帰国後の進路等について調査、把握し、文部科学省に報告いただいている。これは、本プログラム修了後の留学生が、国費外国人留学生制度の中でも特に、日本と各国の架け橋となることを期待されているためである。

各大学で留学生の連絡先、進路等を確実に把握、関係を継続し、そのネットワークを大学の国際化にしっかりと役立てていただきたい。

また、帰国した留学生との繋がりや、我が国にとっても大きな財産であり、本プログラムの成果であると考えているため、別紙様式3に記入の上、文部科学省への候補者提出時に併せて報告することとする。

なお、当該フォローアップの状況は、翌年度以降の本プログラムの採用人数に反映させることを想定している。

#### 6. その他

- (1) 各大学においては、所定の研修課程を修了した者には必ず修了証書を交付すること。
- (2) 大学推薦による採用者は、当該大学において研修を受けることを条件とするものであり、渡日後他大学への進学・転学は認めないので、予め候補者にその旨周知すること。
- (3) 留学査証の申請に係る便宜供与依頼については、原則として、当該国国籍を有する国以外の

在外公館には行わないので、国籍国以外に在住の者については、各大学の責任において手続を行うこと。

(4) 大学における授業料等は、当該大学が負担すること。